

平成26年度

第3回倉浜衛生施設組合議会臨時会  
会議録

平成27年1月19日 開会  
平成27年1月19日 閉会

場 所 : 倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

平成 26 年度  
第 3 回

# 倉浜衛生施設組合議会臨時会会議録

平成 27 年 1 月 19 日（月）午前 10 時開会

## 議事日程 第 1 号

平成 27 年 1 月 19 日（月）

午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 会期の決定について  
    自 平成 27 年 1 月 19 日  
    至 平成 27 年 1 月 19 日  
第 3 選挙第 6 号  
    倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
第 4 議案第 7 号  
    平成 26 年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第 2 号）

## 本日の会議に付した事件

（議事日程のとおり）

### 出席議員（13名）

1 番	小 浜 守 勝	議 員	8 番	諸 見 里 宏 美	議 員
2 番	島 田 茂	議 員	9 番	宮 城 克	議 員
3 番	島 袋 邦 男	議 員	10 番	宮 城 勝 子	議 員
4 番	新 里 治 利	議 員	11 番	宮 城 司	議 員
5 番	高 橋 真	議 員	12 番	屋 良 千 枝 美	議 員
6 番	浜 比 嘉 勇	議 員	14 番	宮 里 廣	議 員
7 番	前 宮 美 津 子	議 員			

### 欠席議員（1名）

13 番 仲 地 泰 夫 議 員

### 説明のため出席した者の職、氏名

管 理 者	桑 江 朝 千 夫	次 長	町 田 均
副 管 理 者	佐 喜 眞 淳	総 務 課 長	嘉 陽 田 朝 之
副 管 理 者	野 国 昌 春	業 務 第 一 課 長	宮 里 学
事 務 局 長	金 城 隆	業 務 第 二 課 長	新 本 耕 太 郎

### 職務のため議場に参加した事務局職員の職、氏名

総務係長 町田洋人  
主査 内間智恵

主事 金城栄子

●新里治利議長

おはようございます。只今から、平成26年度第3回倉浜衛生施設組合議会臨時会を開会いたします。

只今の出席議員は13名でございます。13番議員、仲地泰夫議員からは欠席の届けがなされております。定足数に達しており、会議は有効でございますので早速会議に入ります。

開会のご挨拶を管理者にお願いします。

桑江朝千夫管理者。

●桑江朝千夫管理者

おはようございます。

平成26年度第3回倉浜衛生施設組合議会臨時会を開会するにあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、お忙しい中、大切なお時間をお繰り合わせ頂きまして、ご出席を賜りましたことに対し、感謝申し上げます。

さて、今臨時会に上程いたしております、議案につきましては、『倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例』について、そして『平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）』の2件の議案を提出させて頂いております。

議案の内容につきましては、後ほど事務局よりご説明させて頂きたいと存じますが、なにとぞ慎重なご審議を頂きましてご議決賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますがご挨拶といたします。

本日はよろしくお願いいたします。

●新里治利議長

以上であいさつを終わります。本日は、議事日程第1号によって議事を進めてまいります。

第1、会議録署名議員の指名について議題といたします。本件につきましては、会議規則第70条によって議長の指名になっておりますので指名いたします。

2番議員 島田茂議員、12番議員 屋良千枝美議員の両名を会議録署名議員に指名いたします。

第2、会期の決定について議題といたします。

休憩いたします。

休憩（午前10時03分）

再開（午前10時03分）

●新里治利議長

再開いたします。会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

●新里治利議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

第3、議案第6号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。当局の説明を求めます。

金城隆事務局長。

●金城隆事務局長

おはようございます。ご説明いたします。

議案第6号、倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり  
提出する。

平成27年1月19日提出

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

(提案理由)

沖縄県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告等を考慮し、所要の改  
正を行う必要があります。この案を提出する。

次のページをお願いいたします。

倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例(昭和49年倉浜衛生施設組合  
条例第10号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「100分の205」を「100分の220」に改め、同条第3項中「100分の  
205」を「100分の220」に、「100分の112.5」を「100分の117.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表、職員の区分、再任用職員以外の職員ということで、表を1級から8級ま  
で改正している部分の範囲を読み上げたいと思います。

職務級1級、1号給13万7,600円から、93号給24万4,900万円までが改正の範囲です。

2級1号給18万7,700円から、125号給30万8,000円が改正の範囲となっております。

3級1号給22万4,600円から、95号給34万9,100円が改正となっております。

次に4級1号給26万3,500円から、83号給38万2,300円が改正範囲となっております。

次に5級1号給が29万700円から、75号給39万4,500円が改正範囲となっております。

次に6級1号給が32万2,100円から、67号給41万6,400円が改正範囲となっております。

次に7級1号給が36万7,500円から、55号給45万2,000円までが改正範囲となっております。

次に8級1号給が41万4,100円から、43号給47万6,800円が改正範囲となっております。

次に再任用職員については、改正はございません。

第2条 倉浜施設施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「100分の190」を「100分の197.5」に「100分の220」を「100分の212.5」に  
改め、同条第3項中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の97.5」を「100分の  
100」に、「100分の220」を「100分の212.5」に、「100分の117.5」を「100分の115」に改  
める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。この条例による改正後の倉浜衛生施設組合事

務局職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例という。」）第1条の規定は、平成26年12月1日から適用する。ただし、別表第1の規定は、平成26年4月1日から適用する。

2 改正後の条例第2条の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

3 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、そのものが適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払い）

4 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例のより改正前の倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

以上、審議のほど、よろしくお願いいたします。

●新里治利議長

当局の説明を終わります。ただちに、質疑に入ります。質疑はありますか。

諸見里宏美議員。

●諸見里宏美議員

私のほうからお聞きいたします。今回の改正ですが、1条で倉浜衛生施設組合の事務局職員の給与に関する部分で、同条第3項中「100分の205」を「100分の220」に、そして「100分の112.5」を「100分の117.5」に改めるということになっていますが、この第11条の第2項部分というのは、同条第3項中という部分は期末手当に関わる部分ですよ。

その辺をお聞きしてよろしいでしょうか。第3項を確認させてください。

●新里治利議長

金城隆事務局長。

●金城隆事務局長

諸見里宏美議員の質疑にお答えいたします。第13条中第3項のことについては、期末手当割合で再任用職員に対しての割合でございます。以上です。

●新里治利議長

諸見里宏美議員。

●諸見里宏美議員

ありがとうございます。この第1条部分というのは、第11条第2項中、それから同じように第3項中というのは、期末手当、いわゆる12月、6月に行われるボーナスに当てはまる部分ですよ。この部分で、附則の部分を見ますと、12月1日が施行期日になっております。平成26年12月1日から適用するということになっております。ただし、別表の第1の規定は、平成26年4月1日から適用するということになっておりますが、今回12月過ぎております。12月の期末手当については、どのように適用なさったのか。このあたりをお聞かせください。議会で承認されていませんよね。12月1日からという、この間12月の期末手当というのは、どういうふう処理されたのか。その辺をお聞

かせいただけませんか。よろしく申し上げます。

●新里治利議長

町田均次長。

●町田均次長

ただいま諸見里宏美議員の質問でございますけれども、平成26年12月1日から適用される部分については、期末手当の適用の部分でございます。これについては附則の第4項において、給与の内払いという規定がございます。これについては、この条例による改正前の倉浜衛生施設組合の事務局職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与という形で、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすということです。本日、給与改正の条例が議決された後については、新たな12月1日の基準日で支給率が改正されますので、遡及の形で対応していきたいと思っております。現時点においては、改正後の給与の内払いという形で支給をしております。

●諸見里宏美議員

ありがとうございます。以上です。

●新里治利議長

他に質疑はありませんか。

浜比嘉勇議員。

●浜比嘉勇議員

おはようございます。今日の人事院勧告に基づく給与の条例改正ということなんですが、前にも申し上げたように、私の頭の中には16年前のことしか記憶がないものですから、これを読むと、平成25年第3回及び第4回の管理者会議で給与の減額特例措置の取り扱いの審議をされているわけです。沖縄市と宜野湾市は減額条例をしたが、北谷町がやってない、だからここはやらないということになっているわけです。基本的に財政というのは、沖縄市、宜野湾市、北谷町から、いわゆる負担金で運用しているわけです。違いますか。そのときに北谷町が未実施ということで、この条例を改正したということになっているわけですが、実施しなかったことによって、どれだけの財源が必要であったのか。言っている意味が分かりますか。本来であれば、倉浜衛生施設組合は沖縄市の条例を適用するということになっていたわけです。しかし、管理者会議において、北谷町が未実施とするので、沖縄市、宜野湾市に適用させることはできないだろうということで、その時点で給与を減額しなかったわけです。どれだけの必要額がそのとき浮いたのか。今回は、各市町村が上げるから、普通に上げるというわけですよ。良いところ取りしているような感じがするわけです。財源としていくら必要になっているんですか。そのときに実施もしていないのに今回上げるわけでしょう。いくら財源に必要なんですか。

職員が1級から8級まであるんですが、38名プロパーの職員がいるということを聞いています。1級に何名、8級までそれぞれ何名ずついるか、教えてください。

●新里治利議長

町田均次長。

●町田均次長

浜比嘉勇議員の質問がございました。平成25年時点の臨時特定に関する給与減額の影響額の金額を比べるとという質問であります。これについては沖縄市で、平成25年10

月1日から平成26年3月31日までの6カ月間、減額措置をされていると思います。それを倉浜衛生施設組合のその時点の職員数、行政職25名、現業職14名、39名おりました。その管理職手当の減額も含めると、影響額は382万5,525円の試算をさせていただきました。

それから38名の行政職、給料表の内訳でございます。1級が1名、3級が6名、4級が8名、5級が2名、6級が2名、7級が1名、8級が1名ということで、行政職21名でございます。残り現業職の部分になります。以上です。

●新里治利議長

浜比嘉勇議員。

●浜比嘉勇議員

現業職は給料表はないんですか。それを教えてください。いわゆる前に管理者会議を開いて、従来、沖縄市の条例を準用するということ無しにしたわけですね。独自の倉浜衛生施設組合の条例に基づく減額はしないという形をつくったわけです。今回、そういうことから考えると、上げなければいけない根拠はないんだよ。前回そういうことで沖縄市、宜野湾市が人事院勧告に基づいて減額した。北谷町が減額していないから、倉浜衛生施設組合の職員は減額しなくていいだろうということで条例を変えたわけですね。今回、沖縄市も上げる。各市町村も上げる。だけど倉浜衛生施設組合は独自の条例をつくったわけだから、上げる根拠はなくしているわけです。根拠がないのに、なぜ上げるのか。その辺がよく分からない。教えてください。

それから現業職の給料表もお願いします。

●新里治利議長

休憩いたします。

休憩（午前10時32分）

再開（午前10時37分）

●新里治利議長

再開いたします。

町田均次長。

●町田均次長

ただいま議長のほうからありましたけれども、平成25年の減額措置については、管理者会議で審議をさせていただいております。本日の追加資料でございます。追加資料の3ページでございます。沖縄市、宜野湾市、北谷町、それぞれ減額措置の内容等が一部異なるところもございます。そして県内の一部事務組合もございます。

沖縄市を参考に給与条例を改正していこうというようなこともございました。平成25年度の時点においては、人事院の勧告の給与改定ではなくて、これは当時、東日本大震災の財源に充てるために、国が減額措置をしたことがありました。それで県市町村にも通知をして、それぞれ減額措置をしているところと、していないところも実態としてはあったわけでありまして。その関係で、前回は国の減額に伴い通知によって、それぞれの市町村が対応した。今回は国の人事院勧告、それから県の人事院勧告もございましたので、その人事院勧告にならって、今回、給与条例を改正したいと、第3回倉浜衛生施設組合議会の前に管理者会議でございました。あとで管理者からも説明が出るとは思いますけれども、今後、



給与条例の基本的考え方ということで、倉浜衛生施設組合給与条例の改廃等については、沖縄市に準拠し、改廃することを基本方針とするということで、平成27年1月13日の管理者会議の中で基本的な方針を決めたところであります。

先ほど説明が抜けた部分、現業職給料表は、5級制を使っています。その内訳として、1名が3級、12名が5級に在級してございます。以上です。

●新里治利議長

浜比嘉勇議員。

●浜比嘉勇議員

よく分からない。先ほども申し上げたんですが、本員は、以前倉浜衛生施設組合の議員を経験した経緯があります。そのときは沖縄市の条例に準用するという運営のあり方をしていたわけです。今、町田次長の説明によると、今後、沖縄市の条例を準用するという説明なんです。状況からすると沖縄市の条例を準用しなかった期間があったんですか。よく分からない。久しぶりに倉浜衛生施設組合議会に議員として、議論の最中にいるわけですが、その状況・経緯が繋がらない。説明していただけますか。

●新里治利議長

町田均次長。

●町田均次長

ただいま浜比嘉勇議員から質問がございましたけれども、昨年も平成25年度から給与の減額措置について、倉浜衛生施設組合議会の中でもいろいろございました。平成25年度の減額措置をしなかったことについて、沖縄市の給与条例に準拠していないのではないか、ということも議会で相当指摘をされております。平成25年度の減額しなかった理由として、県内の状況、それから総体的にやっているところ、やってないところがございまして、結果的には沖縄市に準拠をしない旨の減額をしなかった、ということが準拠をしなかったことになろうかと思えます。今後は、管理者も変わりまして、基本的に給与条例については、沖縄市に準拠をして改正をしていきたいということで、管理者会議で再度確認をしたところであります。以上です。

●新里治利議長

桑江朝千夫管理者。

●桑江朝千夫管理者

私のほうからも答弁させていただきたいと思えます。これまでと違いまして、今後の給与体制につきましては、これまでは沖縄市の状況を参考にするということであつたらしいんですが、今回平成27年1月13日の管理者会議において、倉浜衛生施設組合が給与条例の改廃、そして増減も含め、特例措置等、その取り扱いについて沖縄市に準拠するという基本方針を決めてございます。それによって今回の給与条例を提案したということでありましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

●新里治利議長

浜比嘉勇議員。

●浜比嘉勇議員

よく分かりました。今後は、今、管理者から言われるように、沖縄市の条例を準拠することになったわけですね。しかし、平成25年のときは、やっていないんだよ。沖

縄市の条例を準拠するということを言いながら、382万円もの減額をするべきところをしていない。おかしくありませんか。負担金は2市1町に負担させて、悪いときには下げない。沖縄市の条例を準拠しようということで、また上げる。おかしくないかと聞いているのです。今回はいくらかかるのですか。沖縄市の条例を準拠することによって、いくら上がるのですか。基本的には沖縄市の条例を準拠すると分かっているながら、どれだけ2市1町は負担しなければいけないのですか。

●新里治利議長

桑江朝千夫管理者。

●桑江朝千夫管理者

私のほうから答弁させていただきます。改めて申し上げますが、これまでは準拠していないということであったようであります。参考にするということで、今年の平成27年1月13日の管理者会議において、倉浜衛生施設組合の基本的方針として、3管理者で話し合い、基本的なこととして、沖縄市に準拠するということを決定した次第であります。ですから、これまでのものとは違うのが今回だということです。

●新里治利議長

休憩いたします。

休憩（午前10時47分）

再開（午前10時57分）

●新里治利議長

再開いたします。

桑江朝千夫管理者。

●桑江朝千夫管理者

先ほどの答弁の一部を訂正させていただきたいと思います。私が、倉浜衛生施設組合はこれまで沖縄市を参考にしていただくと申し上げましたが、訂正をさせていただきます。平成25年度だけ準拠しなかったということに訂正させていただきます。準拠しなかった理由については、事務局から説明させていただきます。

●新里治利議長

町田均次長。

●町田均次長

今、管理者のほうから答弁がございました。平成25年度以前、平成24年度までは沖縄市の給与条例を準拠して対応しておりました。それが平成25年度については、いろいろ市町村の動向、沖縄市、宜野湾市、北谷町の動向も調査をして、管理者会議で説明をして審議をしていただいた結果、平成25年度については、沖縄市を参考ではないんですが、あくまで参考にした給与条例の改正ということになりました。理由として、平成25年度は準拠しなかったものでございます。平成26年度もこういう説明をしておりましたけれども、新しい管理者に説明不足もございまして、倉浜衛生施設組合議会にはご迷惑をかけたこととお詫び申し上げたいと思っております。今年の1月、管理者会議がございましたけれども、今後、沖縄市に準拠をして、きちっと給与条例を改正していきたいというふうに考えていますので、よろしく願います。

●新里治利議長

浜比嘉勇議員。

●浜比嘉勇議員

平成25年度は準拠しなかった。これからはやる。こんな身勝手な運用のあり方があるか。自分たちの都合で下げないほうがいいんだと、管理者と話しをして、今回これはやらないでおこうと、これが条例の運用のあり方か。どういうつもりですか。市民・町民は負担金出しているのだよ。事務局長を中心とした職員が、きちっともつと襟を正して、やるべきところはきちっとやるという姿勢で、運用していかないとどうしますか。

先ほど期末手当の話がありました。この条例が可決したあとに、いわゆる遡及するというふうな話しでした。説明によると、辞めた職員もいるわけです。辞めた職員にも遡及をすることによって理解していいんですか。12月1日をもって、ボーナスの支払いを決めるわけです。この2人の職員というのは、何月何日をもって辞めたのか。そして6月1日はどうなるのか。遡及するというのは、6月1日をもって夏期のボーナス、12月1日をもって冬期のボーナスを支払いするわけですよ。これはどうなるのですか。よく分からないから説明してください。

●新里治利議長

町田均次長。

●町田均次長

ただいま期末手当の遡及について質問がございました。12月1日現在に遡って支給率の改正をする予定でございます。お二人の質問がございましたけれども、再任用職員のお二人の質問だと思っておりますけれども、再任用職員については9月1日から条例施行している関係で、6月の期末手当には影響はしません。そしてその後、9月1日から今年の3月31日までは、12月の期末手当の支給分について支給率の改正が影響を受けます。そういった関係で再任用職員については、12月の支給率の改定分の影響を遡及で実施することになります。以上です。

●新里治利議長

他に質疑はありませんか。

高橋真議員。

●高橋真議員

質疑をさせていただきたいと思っております。まず、この本義案についてであります。平成27年1月、今月で管理者会議にて沖縄市に準拠するという、いわゆる明確な方針が出たということを伺いました。しかしながら、給与の増額も減額も含めた改正については、沖縄市に準拠していくような形という方針をしっかりと明確に出したことは、一定の評価ができるものの、なぜこの時期になったのか質疑をさせていただきたいと思っております。なぜならば、この給与条例の改定の中には、期末手当が入っております。本来であれば、期末手当ということであれば、支給前に審議がなされ、そして議決し、そして支給をされていくということが当然かと思うわけですが、なぜこの時期になっているのか。それをお尋ねしたいと思っております。

また、沖縄市の給与条例に対するスタンスということで、準拠するというものであります。減額措置を検討したときには、あのときは参考にしたんだという答弁もありました。参考にしたときの背景というのは、他の一部事務組合とか、また構成市町の足並みのいろ

んなことを総合的に判断した結果だというようなお話でありましたが、事務局はどのように管理者会議に説明したんですか。それをお尋ねしたいと思います。

●新里治利議長

町田均次長。

●町田均次長

ただいま高橋真議員からの質問がございました。今回の給与条例については、期末手当の支給率は、12月1日基準前に条例改定をすべきではないかという質問でございます。基本的なことについて全員協議会の中でも質問がございましたけれども、今回、倉浜衛生施設組合議会が土曜日、日曜日、祝祭日に開催されるのが多くなっているというようなこともございまして、我々も3市町の首長、それから倉浜衛生施設組合議員の出席のできる平日にできるだけ当てたいということで、11月中に本来はやるべきだったのですが、平日にやりたいということを中心に考え、11月には開催できませんでした。そして12月にも再度開催調整をしたのですが、各市町村の12月議会等もございまして、2カ月遅れておりますが、本日、臨時議会の本会議ということで、全員の調整が取れましたので、開催をしたところであります。

それから2点目でありますけれども、平成25年度の減額措置をするときに、管理者会議で3管理者にどういう説明をしたかというような質問でございます。これについても我々職員団体である労働組合も、当時の10月時点で県内の市町村では、それぞれ減額の交渉とかいろんな動きがございました。我々も労働組合に提起し、いろいろ交渉していきたいということで、まずは倉浜衛生施設組合の給与条例の改正に向けて、方向性を管理者会議で確立をしていきたいとのことで、第3回の11月の管理者会議を開き、沖縄市、宜野湾市、北谷町の状況、それから県内の事務組合の状況等の資料を集めて説明をしたところであります。我々も管理者会議で一本化できた案については、方針として決まったものを労働組合に提起をする準備もしてございましたけれども、3管理者の統一した意見が取れなくて、今回、事務局だけで減額ということもできないものですから、3管理者の合意の下、対応していきたいということで、管理者会議に調整をしていただいて、対応を考えておりましたけれども、それが行わなかったことによって、平成25年度は減額できなかったという経緯になってございます。以上です。

●新里治利議長

高橋真議員。

●高橋真議員

ありがとうございます。今の答弁の中にありました事務局の管理者会議に対する説明のあり方、スタンスでありますけれども、事務局がもっとしっかりしないといけないような印象を本員は受けております。2市1町の管理者たちのスケジュールや、また2市1町で構成する議会のスケジュール等々、事務局がしっかりと中心となって、これを回していかないと、すべて自分たちで判断できないものは管理者たちが判断できなかったからとか、そして議会の招集のあり方、いろんな意見があるから、大切な議論があったとしても、それは年末内にいわゆる期末手当支給日前に、本来は審議しなければいけないような議案だったとしても、いやいや議会からそういう意見があったらから、極力、平日開催という形で、すべて議会や管理者会議等々に責任を投げているような印象を本員は受けるわけです。

議会の声も確かに大切でありますし、管理者たちのスケジュールの調整も大変かもしれませんが、事務局のスタンスをしっかりと持って、議案を提案するなり、そして議会に臨むなりをしっかりとやっていただきたいと、本員は強くそういう事務局の体質の変化を要望したいんですが、本当に変わってほしいなというふうに感じております。

その中で実際に、今回は新しく事務局としてスタンスを明示をしたわけですが、沖縄市に準ずるといふようなやり方をしておりました。今回の提案の減額をしなかった経緯についても、過去のお話なので、あまり言及はしたくはありませんが、基本的に倉浜衛生施設組合として大きなスタンスがなかったのを、しっかりと明示したということは、ひとつ大きな前進として本員は受け止めたいと思います。

しかしながら、今後のあり方については、沖縄市に準拠としていくんだというふうな方針を取っていくのであれば、しっかりと公正公平に制度が運用できるよう努力していく。そういったものに努めていくべきものだと指摘をしたいと思います。

そして最後に、管理者にお尋ねをしたいと思います。実際、管理者に就かれてから、まだ日が間もないとは思いますが、倉浜衛生施設組合自体、管理者、副管理者たちの日程の都合上、大変お忙しく、なかなか事務もここに時間が取れない現状があるかと思いますが、本員は、ここの事務局の体制の弱さをずっと心配しております。そういった事務局の体制をしっかりと管理し、そして議会に対しては、議案提案に向けた向き合い方、丁寧な向き合い方をしっかりとやって、今回、この議案をしっかりと通していただきたいというふうなご意志があるのでしょうか。最後に確認させていただきます。

●新里治利議長

桑江朝千夫管理者。

●桑江朝千夫管理者

ご指摘の点、大変よく感じる場所もあります。事務局においては、議案の重要性を再認識させ、この議案を通すべき時期というものに、相当な考慮をしてもらいたいと考えております。当然、上程する議案すべて重要でありますので、ぜひともこの臨時議会で通していただきたいと思います。今後、事務局の議会に対しまして、我々の都合もさることながら、議案の重要性、時期を鑑みての対処をするべきということを認識していきたいと考えております。ぜひとも今回、上程したこの議案、そして次の議案もお通しいたきますようお願いいたします。

●新里治利議長

他に質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●新里治利議長

ないものと認め、これにて質疑を終了いたします。

次に、討論に入ります。討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

●新里治利議長

省略の声がございしますが、討論を終結することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●新里治利議長

ご異議ございませんので、討論を終了いたします。

お諮りいたします。議案第6号 倉浜衛生施設組合事務局職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●新里治利議長

ご異議ございませんので、よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

第4、議案第7号 平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)について議題といたします。当局の説明を求めます。

金城隆事務局長。

●金城隆事務局長

議案第7号 平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

平成27年1月19日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江朝千夫

次のページをお願いいたします。

平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)

平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。  
(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

平成27年1月19日提出

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江朝千夫

次のページをお願いします。

第1表 歳出予算補正、今回は補正の箇所を読み上げます。

2款総務費、1項総務管理費、補正前の額4億998万6,000円、補正額89万9,000円、補正後の額4億1,088万5,000円。

3款衛生費、1項清掃費14億8,102万円、補正額608万5,000円、補正後の額14億8,710万5,000円。

5款予備費、1項予備費1,500万円、補正額マイナス698万4,000円、補正後の額801万6,000円。

歳出合計、補正前の額25億1,889万9,000円、補正後の額25億1,889万9,000円でございます。

次のページをお願いします。第2表 繰越明許費、3款衛生費、1項清掃費、事業名、1・2・3号系ガス化炉・溶融炉・ボイラー耐火物修繕整備、金額が1億3,003万2,000円。

次のスラグ分離コンベアK1、K2、K3修繕整備、金額が1,609万2,000円となっております。繰越理由といたしましては、今年度の台風によるゴミ量の増加により、その間に、9月、10月の想定外の機器の故障が重なり、約800トンのゴミ処理が滞ることなど、この2つの要件によって、当初計画していた以上にゴミピットの残量が大幅に増え、年末年始のゴミ収集に大きな支障を来すおそれがあるため、着手していた修繕整備を一時中断し、3炉運転を実施いたしました。その修繕整備を中断した結果、当初予算として、平成27年3月21日までの工期を平成27年4月30日まで工期を延長するためでございます。

次のページをお願いします。第3表 債務負担行為補正（追加）、事項、財務会計システム借上料（最終処分場）、期間が平成26年度から平成31年度まで、限度額52万5,000円。事項、複写機借上料、期間が平成26年度から平成31年度まで、限度額が156万円、財務会計システムは、最終処分場はインターネット環境が整わず、財務会計システムを設置することができませんでしたが、今回、平成26年7月からインターネット環境が整備されたので、業務の円滑化を図るため、最終処分場に新たに財務会計システムを設置するものであります。複写機借上料につきましては、期間が平成26年度から平成31年度まで、最終処分場及びし尿処理場に現在使用している複写機のリース期間が今年度で満了することから、新たに5年間のリース契約をするものでございます。

次に平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）に関する説明書の歳出2ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のほうでございますが、補正額が89万9,000円、2節給料15万2,000円、3節職員手当等61万2,000円、4節共済費13万5,000円は、今回の改正による影響額でございます。

次の3ページをお願いします。3款衛生費、1項清掃費、1目塵芥処理場費（熱回収施設）、補正額453万3,000円、補正後の額が9億9,582万7,000円、2節給料11万1,000円、3節職員手当等45万2,000円、4節共済費11万円、11節需用費386万円、2節、3節は今回の給与改定による影響額でございます。11節需用費に関しましては、台風19号による修繕費で、被害がございまして修繕費となっております。2目塵芥処理費（リサイクルセンター）、補正額113万3,000円、補正後の額2億9,241万1,000円、2節給料14万6,000円、3節職員手当等80万4,000円、4節共済費18万3,000円、このほうも今回の給与改定による影響額でございます。3目最終処分場費、補正額26万4,000円、補正後の額1億364万8,000円、2節給料2万4,000円、3節職員手当等19万7,000円、4節共済費4万3,000円、このほうも今回の給与改定による影響額でございます。4目し尿処理場費、補正額15万5,000円、補正後の額9,521万9,000円、2節給料1万7,000円、3節職員手当等12万4,000円、4節共済費1万4,000円、このほうも今回の給与改定に伴う影響額でございます。

次のページをお願いします。5款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額マイナス698万4,000円、補正後の額801万6,000円、このほうは給与改定による人件費の影響額と塵芥処理料費の需用費の増額分を予備費から減額し、財源を充当するものであります。

以上、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### ●新里治利議長

当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありますか。

浜比嘉勇議員。

●浜比嘉勇議員

説明資料の3ページ、繰越明許費の件であります。3款1項清掃費、1・2・3号系ガス化炉・溶融炉・ボイラー耐火物修繕整備1億3,000万円あまり、この前の説明を聞くと随意契約だという説明をしているわけです。1億3,000万円がなぜ随意契約なのか、よく分からない。条例を読んでみたら、倉浜衛生施設組合における工事等請負契約に関わる入札結果等の公表による要綱、この2条に指名競争入札に付する工事のうち、予定価格が500万円を超えるものは、指名競争入札するんですよと、条例に書いてあるわけです。この1億3,003万2,000円が随意契約するんだという説明があったわけです。意味が分からない。先ほども申し上げたように、当局は条例をもって運用するんでしょう。下のスラグ分離コンベア1,600万円あまりは指名競争するんだと、これはこれで正しいですよ。なぜ随意契約しなければいけないんですか。説明してください。

●新里治利議長

金城隆事務局長。

●金城隆事務局長

浜比嘉勇議員の質問にお答えします。倉浜衛生施設組合の条例の中の倉浜衛生施設組合工事等請負契約に関する入札の結果の公表に関しての解釈といたしましては、現在、繰越となっている予算が需用費の中の修繕費ということで、この条例には当てはまらないということで解釈しております。

そして随意契約については、まず随意契約の方法としまして、まず地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の中の随意契約ができる場合ということで、167条の2第2項、不動産の買入れまたは借入れ、地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工または納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質または目的が競争入札に敵しないものと判断をいたしまして、この特殊性というものが1・2・3号系ガス化炉・溶融炉・ボイラー耐火物修繕等については、一般廃棄物処理施設の維持管理技術上の基準の中で、主要設備である1・2・3号系ガス化炉・溶融炉・ボイラー耐火修繕費における耐火物等の損傷及び異常箇所を速やかに修繕することにより、施設の機能を維持し、安全で安定した運転と適正な維持管理を図る目的で修繕を毎年やっております。それで特殊性といたしましては、技術上の基準を確保するために、高度な知見、経験及び技術者を有した業者に点検、または補修を行わせることが必要であり、またゴミ処理事業の性質上、施設の停止期間が限定されているものであり、極力、短期間で修繕することも重要である。さらに他の業者に施工された場合、設計施工メーカーに他の施工業者との間で、責任のなすりあい等が想定され、性能保証を担保することが困難になることも予想される。以上のことを鑑み、当施設の高度機能に精通した性能保証を担保することができる業者として、随意契約を行っております。

●新里治利議長

浜比嘉勇議員。

●浜比嘉勇議員

いろいろ説明を聞きましたが、よく分かりません。議会は例規集を皆さんから配られて、これを根拠にしながら質疑をしているわけです。今、事務局長からのいろいろ条例が当て



はまらない根拠として、地方自治法167条の2項で運用するのだということが説明ですよ。条例では、500万円以下が随意契約で、500万円以上は指名競争しなさいということで、下の欄のスラグ分離コンベアは指名競争するんでしょう。これはなぜ競争に付して、先ほどいろいろ事務局長から説明があったのが、地方自治法の167条の2項に当てはまらずに、上のほうはこれを当てはめるのか。その意味がよく分からない。聞いていると、この施設そのものは荏原という会社が整備して、毎年毎年数億荏原に随意契約してもらっている。ここに毎日いるわけだよ。運営するために荏原の職員が何名か。ほかの業者が入れないような形になって、私どもは荏原でないとできないよという説明を受けて、荏原でないとこの工事は保証しませんと、ほかのメーカーを入れたら私どもは責任持ちませんよと、だから荏原しか入れませんよということを行っているわけですよ。本当にそうなの。十数年前の反省がまったくなされてないということをお前申し上げました。大丈夫ですか。

管理者、副管理者もこういう話は聞いたことないと思うんですが、十数年前にダイオキシン対策で9億円の工事があったんです。それを随意契約してしまった。本員はそのときも指摘した。おかしくなるよと。いや大丈夫です、造ったメーカーでないとこのダイオキシン対策はできませんと、そのメーカーに随意契約をしてしまった。結果は、皆さんがよくお分かりのとおりですよ。そういうことがあってはいけないから、できれば指名競争入札させるべきだよ。ほかのメーカーができないという理由があるんですか。教えてください。

●新里治利議長

町田均次長。

●町田均次長

ただいま浜比嘉勇議員の質問がございました。今回、11節の修繕費で随意契約をしている理由でありますけれども、その耐火物については、ゴミを焼却をして発電をしている設備であり、電気事業法の規制を受ける発電設備でもございます。その耐火物の内側には保安規則・規制の対象となるボイラーの水管等がたくさん内部に走ってございます。その耐火物の解体には、特殊な技術あるいは溶接等が必要になってきます。また、この耐火物を除去する際に、水管に穴を開けられた場合については、また相当な日数が修繕で必要になってくるなど、相当の専門性を要する修繕でございます。その作業に県内の業者を対応させるということについては、性能保証の面から厳しいものがございます。そういったことから耐火物修繕については、施工業者の荏原さんのほうに、安全で安定した、担保が確保できることで随意契約をしているところであります。以上です。

●新里治利議長

浜比嘉勇議員。

●浜比嘉勇議員

事務局の皆さん、焼却炉は県内の業者はつくれない。全国にはきちっとした焼却炉をつくる企業が十数社ある。みんなうちのほうが一番いいと宣伝しますよ。この1億3,000万円あまりの耐火物の発電設備も中に入って、大変重要な部分の整備である。だから荏原しかできないんだという説明でしたが、荏原以外にほかの企業の見積もりを取ったことがありますか。それは1つ目。

2つ目、この1億3,003万2,000円という数字は誰が見積もったんですか。皆さんが見積もったんですか。誰が出してきた数字ですか。おそらく荏原でしょう。この1億3,000万円が適正な額だということを誰が判断しているんですか。できるだけ多くの専門業者から、こういうふうな耐火物の修理について、どのぐらいかかるんですかと、見積もりを取ったことがありますか。つくるのも荏原がつくった。だから私どもしかできないと、先ほども申し上げましたが、毎日荏原の職員と一緒にいる。荏原のことしか聞いてない。1億3,000万円かかるというのは、荏原からきた数字ですよ。ほかの見積もりは取ったか。

●新里治利議長

町田均次長。

●町田均次長

今回のガス化炉・溶融炉・ボイラー耐火物修繕整備については、荏原さんからの見積もりがなされて、精査をしておりますけれども、ほかのメーカーのほうには可能かどうかというのは打診はしてございません。

2点目については、担当課長のほうから説明します。

●新里治利議長

宮里学業務第一課長。

●宮里学業務第一課長

浜比嘉勇議員の質問にお答えいたします。今、町田均次長から説明がありましたように、荏原さんからの見積もりが出ております。その中で事務局としまして、予算後に設計書をつくるわけなんですけれども、それに関しては積算要領書がありまして、その中で中身を精査しております。一般社団法人全国都市清掃会議というのがありまして、その中で廃棄物処理施設の点検、補修工事の積算要領書が出てきます。その中で積算を行っております。以上です。

●新里治利議長

浜比嘉勇議員。

●浜比嘉勇議員

何という企業。どうでもいいよ。荏原からしか見積もり上がってないんだよ。私どもしかできませんと、当然、企業は言いますよ。その数字を議会に上程して認めてください。こんなことできるか。それぞれみんなが、せめて複数の企業から見積もりを取って、専門家だよ。その他の企業も、荏原以外の企業も。なぜそういう事務的な作業をしないの。それを議会に上程して通ると思っているの。荏原ありきじゃないか。ある程度の専門機関にお願いしてあるから大丈夫だと、事務担当者は本当にこれを精査できる事務能力があるか。第三者機関がやったことに対して、これは大丈夫ですか。事務局長大丈夫ですか。

●新里治利議長

金城隆事務局長。

●金城隆事務局長

今の耐火物に関しましては、大きな数量的なものは確かに荏原さんからいただいております。そして工事量は現場で見た数量的な数量はありません。これは荏原さんが毎回点検をしています。それに対して、施工に関しては、人の人工でやっています。この期間で整備するために人工でやっていて、この人工チェックというのは、積算要領書でできており

ます。そういうことでそれが高く盛られているとか、そういうことはないと思います。

●新里治利議長

浜比嘉勇議員。

●浜比嘉勇議員

当初の説明では、専門性を有する。だから荏原でないとできないという説明をしたんですよ。人工だったら私でもできるよ。おかしくないか。この説明のあり方。特殊性を持っている。専門性を有している。だから荏原でないとできないんだと、だから随意契約をするんだということの説明でしょう。人工の話は今出たんだよ。だから数字的、数量的には問題ありませんと、説明がおかしくないか。私はおかしく聞こえる。もう1回説明して。

●新里治利議長

金城隆事務局長。

●金城隆事務局長

設計数量については、確かに人工でございます。施工方法としては保証ということで、他の業者に依頼しても受ける側がないというのも、まず1つございます。保証責任、そして施工の特殊な技術、そういったことがあって、ただ人工の数量とかは、協会自体がそういう打ち出し方が出ていますので、それはうちの職員でもチェック等はできるということです。それで特殊性というのは、高度な技術ということ、溶接とか、耐火物を修繕する前にはがれたところを落として、そういった特殊性というのがある。ほかの業者では、あとあとこの原因でどこが責任かという話しになってきた場合に、非常に困るということで、私たちは特殊性ということで取り扱っている次第であります。

●新里治利議長

浜比嘉勇議員。

●浜比嘉勇議員

この1億3,000万円の随意契約は特殊性、専門性がある。だからこれは荏原でないとできないと、随意契約しなければいけないというふうな説明、下のほうは指名業者でしょう。これは専門性を有しないの。これはほかの業者でもできるわけだよ。小さい数字は他の業者ができて、大きいのは荏原でないとできないというのは、理解ができない。これは専門性を有しないわけですか。特殊性を有しないわけですか。

●新里治利議長

金城隆事務局長。

●金城隆事務局長

本当に耐火物に関しては、特殊性がございます。修繕に対する発注方法としては、2市1町優先に指名して、それから県、そして県外。そういうことで熱回収施設での修繕に関しては、極力、そういった方法で発注する方向でやっております。それでベルトコンベアのほうは県内業者で今回施工されているということです。

●新里治利議長

浜比嘉勇議員。

●浜比嘉勇議員

この1億3,000万円の耐火物の修繕整備は荏原しかできない。この下のスラグ分離は、県内にも業者がいる。責任持てると言っているのですか。1億3,000万円のところは、受け入

れ先がないという説明ですが、受け入れないと、保証できないんだというふうな説明でしょう。荏原以外に皆さんはそれを説明しましたか。こういうふうな耐火物の修繕整備があるが、どうぞ皆さん見積もってくださいと、荏原以外に声かけましたか。何社に声かけたか。下のスラグ分離コンベアは2市1町にいないと、だから県内業者だというふうな説明だけれども、大丈夫ですか。今の説明で。

●新里治利議長

宮里学業務第一課長。

●宮里学業務第一課長

浜比嘉議員に答弁します。耐火物修繕整備なんですけど、これは熱回収施設の主要設備でございます。これは性能保証も鑑みて随意契約しているところでもありますけれども、スラグ分離コンベアに関しては、県内業者でも取り扱い業者があります。それで構成市町内、また県内を合わせた競争入札です。以上です。

●新里治利議長

浜比嘉勇議員。

●浜比嘉勇議員

何聞いているか。この1億3,000万円の耐火物の修繕整備、ほかの業者にも見積もりを取ったかと、受け入れ先がないというふうな説明でしょう。本当にそうなの。何社に取ったの。

●新里治利議長

金城隆事務局長。

●金城隆事務局長

受け入れ先がないという表現をしましたけれども、これは訂正させていただきたいと思えます。また何社見積もったかということは、やっておりませんということで次長からもお答えがあったと思えますので、そのようにご理解いただきたいと思います。主要設備でかなり難しいところがある箇所でございます。そういったことをご理解をいただきたいと思います。

●新里治利議長

浜比嘉勇議員。

●浜比嘉勇議員

いい加減してくれ。荏原以外には取ってないわけだ。難しいからと、1億3,000万円かかる。それも全部荏原が出した数字。それを議会で認めろと言うの。説得力ないよ、皆さんの説明は。大丈夫ね。こんなの通るわけないだろう。明許繰越やっているわけだから、まだ待てるんでしょう。今まででも遅れているわけだから、まだ待っていいんでしょう。いわゆる今の議会でオーケーしなくても、8月とか、来年3月の2回議会がある。あるいは臨時議会を開く。もう1回荏原以外からちゃんと情報流して、こういうふうな耐火物の整備があるが、やってみないかと。今の事務局の話しを聞いていると、本当におかしいよ。荏原しかできないから、荏原にお願いして、荏原に数字を出させて、出た数字を議会は認めなさいと。俺がおかしいのか、事務局がおかしいのか。どっちかよく分からないが、本員はおかしいと思っている。答弁して。

●新里治利議長

休憩いたします。

休憩（午後12時05分）

再開（午後12時14分）

●新里治利議長

再開いたします。

金城隆事務局長。

●金城隆事務局長

今回の繰越分に関しましては、当初予算で計上されていて、契約は行われております。そして今回、機械等の故障で施工期間が取れなくて、工期延長をするということで、その予算を繰り越すものであります。

そういうことで先ほどから指摘がございました随意契約の問題と、それから積算のあり方ということを荏原さんからもらって、それを基にして設計したろうということではあります。そういった指摘がございましたので、今後、修繕に関しても誠意をもって対処していきたいと思っております。

●新里治利議長

浜比嘉勇議員。

●浜比嘉勇議員

本当に2市1町の市民、町民に負担のかからないような形で運営してもらわないと困るわけ。荏原ありきじゃ困る。だから今後、これだけ高温で毎日焼却炉を動かすわけですから、それは修繕費は毎年伴うでしょう。それを荏原ありきで見積もりも向こうからの言い値でやる。積算する能力ないわけだから、事務局には。本当に専門家がないわけですから、それを第三者機関に本当に適正化かどうか。そして荏原以外の炉のメーカーに、こういう耐火物の修繕整備はどれぐらいかかるのか。合い見積もりを取るといぐらいの努力を示して、議会を説得しないと、次から通らないよ。終わり。

●新里治利議長

前宮美津子議員。

●前宮美津子議員

先ほどの繰越明許費について、もう少しお聞かせください。この修繕整備なんですけれども、繰越になった理由に対して、台風によるゴミの量が多かったと、そして器具の不具合、そういうふうにならぬ時期というふうにお話されていたんですけれども、この修繕整備に対して、何日間ぐらい要するのか。清掃費、ガス化炉耐火物の修繕、スラグ分離、それを含めてどのぐらいかかるのかお聞かせ願えますか。

●新里治利議長

宮里学業務第一課長。

●宮里学業務第一課長

前宮美津子議員の質問にお答えします。今、工期の期間ですが、1・2・3号系ガス化炉・溶融炉・ボイラー耐火物修繕整備は、1炉ずつの修繕整備になるんですが、平成26年10月7日から平成27年3月21日、165日間を予定しておりました。前宮美津子議員からのほうからもありましたけれども、コンベアの破断、ゴミ量の増ということもありまして、変更のほう当初の予定から40日間伸びて、平成27年4月30日までとな

っております。スラグ分離コンベアのほうなんです、それが当初平成26年9月26日から平成27年3月21日、176日間を予定していました。変更で平成26年9月26日から平成27年4月30日までの予定となっております。

●新里治利議長

前宮美津子議員。

●前宮美津子議員

ありがとうございます。結構な時間がかかるということですが、その間は炉が休むわけですね。ずっと忙しかった昨年は1・2・3炉ずっと動いていたわけですね。そここのところをもう少し説明をください。やはり安全・安心運営ということでは、市民に迷惑のかからないような、しっかりとした管理をしてほしいというのが、今この土地に住んでいる皆さんの要望でもあるんです。それが倉浜衛生施設組合の方向性を示すものだと思うんです。これを先ほど遅らせて修繕整備をするということでしたけれども、やはり安全・安心、その管理を求めるのであれば、早目に修繕をして、ましてやこの沖縄では台風が毎年のように連続してきますので、そういうのに支障のないような運営の仕方をしっかり管理してほしいというのが要望であります。1億円以上もかかる費用を、これ以上修繕整備を遅らせば、なおお金がかかる。そういうことでは計画性をしっかり持った、早目に対処できるような管理の仕方をやってほしいと思いますけれども、この整備の仕方、炉の止め方、そして炉を止めたときの人工とか、結局休んだら人工費も削減になる。労働力にも関わってくると思うんですけれども、そういうやり方をどういうふうに行っているのか。教えてもらえますか。

●新里治利議長

宮里学業務第一課長。

●宮里学業務第一課長

前宮美津子議員の質問にお答えします。通常、熱回収施設の1・2・3号の3炉あるわけなんですけれども、通常は2炉の運転で、1炉は予備炉としてあります。今回、繰越明許に至ったわけなんですけれども、この件に関しては、11月に全炉停止期間というのがありまして、共通系の整備に入ります。その前にトラブル、台風によるゴミの増加、コンベアの不具合も重なりまして、そういう結果になっております。今後なんですけれども、通常2炉運転ということで、運転管理計画もしっかりしていきたいと考えております。

●新里治利議長

前宮美津子議員。

●前宮美津子議員

ありがとうございました。きちんとした定期点検、法定点検というのがありますよね。それは年に何回なのか。どういうふうに行われるのか。それを教えてください。

●新里治利議長

宮里学業務第一課長。

●宮里学業務第一課長

法定点検は1年に1回のオーバーホールを行っております。今回もこの修繕整備、コンベアの件も年間1回の修繕整備になっております。毎年コンベアのほうは修繕整備を行っているんですけれども、今回、大がかりな修繕整備を行う予定です。その前にコンベアの

破断が起きて、繰越というふうになっております。以上です。

●新里治利議長

前宮美津子議員。

●前宮美津子議員

ぜひとも地域住民、市民の安全、安心できる管理運営をやるためにも、そういう管理体制はしっかりやってほしいと思います。ぜひよろしくお願いします。以上です。

●新里治利議長

他に質疑はありませんか。

宮城克議員。

●宮城克議員

いろいろ聞きたいことは、浜比嘉勇議員からもあったので、2点だけ確認したいことがあります。

まず1点目、先ほどから特殊性、特殊性、責任性、責任性ということで、荏原さんにお任せしているということなんですが、当局の皆さんの中に、専門的な知識を持っている人がいるのか。チェックできる人がいるのかというのが1点目。

それからどうしても荏原さんじゃないといけないような発言があるんですが、それは最終的に誰が判断しているのか。メーカーに対して、請け負い側に対して、責任責任と言っていますが、この中身の議事録があるのか。何かしら会議が開かれてやられているのか。この責任は誰にありますか。最終的に決めた人。この2点だけ確認させてください。

●新里治利議長

宮里学業務第一課長。

●宮里学業務第一課長

宮城克議員の質問にお答えしたいと思います。2点の質問があったと思いますけれども、1番目に技術職員がいるのかということでありましたけれども、実際に技術職員はおりません。この件なんですが、全国都市清掃会議に技術指導業務委託契約をしております。年4回、県外から来てもらって、修繕整備の場合、いろいろ相談に乗ってもらっております。以上です。

●新里治利議長

町田均次長。

●町田均次長

2点目の件ですけれども、最終的にどこで判断するのかという質問でありました。これについては、重要事項については運営委員会で審議をされています。最終的には管理者会議で確認をして執行することになります。以上です。

●新里治利議長

桑江朝千夫管理者。

●桑江朝千夫管理者

議会に上程する議案、そして執行された予算に関しての全責任は管理者にあると考えております。

●新里治利議長

他に質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●新里治利議長

ないものと認め、これにて質疑を終了いたします。

次に、討論に入ります。討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

●新里治利議長

省略の声がございますが、討論を終結することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●新里治利議長

ご異議ございませんので、討論を終了いたします。

お諮りいたします。議案第7号、平成26年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●新里治利議長

ご異議ございませんので、よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。本臨時会において議案等が可決されましたが、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●新里治利議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

休憩いたします。

休憩(午後12時32分)

再開(午後12時32分)

●新里治利議長

再開いたします。

これにて本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

よって、平成26年度第3回倉浜衛生施設組合議会臨時会をこれにて閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会(午後12時32分)



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年 1月 30日

議

長

新里 治利

会議録署名議員

屋良 千枝美

会議録署名議員

島田 茂